

ニホンザルのガイドラインの概要・ポイント

講師：一般財団法人自然環境研究センター 滝口正明

ニホンザルの保護・管理においては、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策の3つの施策を組み合わせることで推進することが基本です。個体群管理では、特定の加害群の管理を行い、群れ捕獲、部分捕獲、選択捕獲などが行われます。生息環境管理では、集落環境や奥山の生息環境を管理します。被害防除対策には、追い払いや防護柵の設置などが含まれます。

特定計画を策定するメリットとしては、計画的な管理の目的や目標を明確にし、関係者間の合意形成を図りやすくなること、管理の継続性が担保されること、対策の実効性が上がること、効果的・効率的な被害軽減につながることで、地域個体群の保全が担保されること、法的な整合性が取りやすいことが挙げられます。

ニホンザルは基本的に群れで行動するため、群れごとに個体数や加害の程度など特性が異なります。そのため、加害する群れを特定し、群れの生息状況や加害レベルを把握した上で、群れごとに管理方針を決定して管理することが基本です。群れの生息状況の把握や加害レベルの判定は、計画的な管理を行うために必要です。

加害レベルに応じて、被害防除対策や生息環境管理を中心に行う場合や、個体群管理（捕獲）を組み合わせる場合があります。実行体制の構築は、フィードバック管理を行うために必要であり、都府県、市町村、地域や住民のそれぞれに役割分担と連携が求められます。

しかし、群れの現況を把握した上での計画的な群れの管理が不十分であるという課題があり、ガイドラインに沿って実施することが難しいという声も挙がっています。これらの課題を解決し、ニホンザルの適切な保護・管理を進めるためには、具体的な計画の策定と実行体制の整備が重要です。